

# 長期優良住宅の認定申請手数料について

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料については、次のケースごとに手数料が異なります。

**【ケース1】**

建築主が本市への申請前に登録住宅性能評価機関の技術的審査の適合証を受ける場合

**【ケース2】**

建築主が本市への申請前に登録住宅性能評価機関の住宅性能評価書を受ける場合

**【ケース3】**

建築主が本市に直接申請する場合

また、ケース1・ケース2の場合は、登録住宅性能評価機関の審査料等が発生します。

## 1 認定申請（新築の場合）

区分		認定申請手数料(棟単位・円)		
		【ケース1】 建築主が、本市への申請前に「登録住宅性能評価機関」の技術的審査の適合証を受ける場合	【ケース2】 建築主が、本市への申請前に「登録住宅性能評価機関」の住宅性能評価書を受ける場合	【ケース3】 建築主が、本市に直接申請する場合
戸建住宅(兼用・併用住宅含む)		6,000円	15,000円	45,000円
共同住宅	2戸～ 5戸	12,000円	57,000円	110,000円
	6戸～ 10戸	21,000円	92,000円	170,000円
	11戸～ 30戸	31,000円	170,000円	340,000円
	31戸～ 50戸	58,000円	300,000円	600,000円
	51戸～ 100戸	99,000円	450,000円	1,000,000円
	101戸～ 200戸	160,000円	830,000円	1,900,000円
	201戸～ 300戸	200,000円	1,100,000円	2,700,000円
301戸～	210,000円	1,400,000円	3,400,000円	

※共同住宅の認定は住戸単位となるため、1申請当たりの認定申請手数料は、棟単位の手数料を、同時に申請する戸数で除した金額(100円未満は切り捨て)を算定し、その金額に同時に申請する戸数を乗じた金額となります。

## 2 変更認定申請（新築の場合）

区分		変更認定申請手数料(棟単位・円)		
		【ケース1】 建築主が、本市への申請前に「登録住宅性能評価機関」の技術的審査の適合証を受ける場合	【ケース2】 建築主が、本市への申請前に「登録住宅性能評価機関」の住宅性能評価書を受ける場合	【ケース3】 建築主が、本市に直接申請する場合
戸建住宅(兼用・併用住宅含む)		3,000円	7,500円	22,500円
共同住宅	2戸～ 5戸	6,000円	28,500円	55,000円
	6戸～ 10戸	10,500円	46,000円	85,000円
	11戸～ 30戸	15,500円	85,000円	170,000円
	31戸～ 50戸	29,000円	150,000円	300,000円
	51戸～ 100戸	49,500円	225,000円	500,000円
	101戸～ 200戸	80,000円	415,000円	950,000円
	201戸～ 300戸	100,000円	550,000円	1,350,000円
301戸～	105,000円	700,000円	1,700,000円	

※共同住宅の認定は住戸単位となるため、1申請当たりの認定申請手数料は、棟単位の手数料を、同時に申請する戸数で除した金額(100円未満は切り捨て)を算定し、その金額に同時に申請する戸数を乗じた金額となります。

### 3 認定申請（増改築の場合）

区 分		認定申請手数料(棟単位・円)		
		【ケース1】 建築主が、本市への申請前に 「登録住宅性能評価機関」の 技術的審査の適合証を受ける 場合	【ケース2】 建築主が、本市への申請前に 「登録住宅性能評価機関」の 住宅性能評価書を受ける場合	【ケース3】 建築主が、本市に直接 申請する場合
戸建住宅(兼用・併用住宅含む)		9,100円	/	68,000円
共同 住宅	2戸～ 5戸	18,000円		160,000円
	6戸～ 10戸	32,000円		260,000円
	11戸～ 30戸	46,000円		510,000円
	31戸～ 50戸	87,000円		910,000円
	51戸～ 100戸	150,000円		1,600,000円
	101戸～ 200戸	250,000円		2,900,000円
	201戸～ 300戸	300,000円		4,100,000円
	301戸～	320,000円		5,000,000円

※共同住宅の認定は住戸単位となるため、1申請当たりの認定申請手数料は、棟単位の手数料を、同時に申請する戸数で除した金額(100円未満は切り捨て)を算定し、その金額に同時に申請する戸数を乗じた金額となります。

### 4 変更認定申請（増改築の場合）

区 分		変更認定申請手数料(棟単位・円)		
		【ケース1】 建築主が、本市への申請前に 「登録住宅性能評価機関」の 技術的審査の適合証を受ける 場合	【ケース2】 建築主が、本市への申請前に 「登録住宅性能評価機関」の 住宅性能評価書を受ける場合	【ケース3】 建築主が、本市に 直接申請する場合
戸建住宅(兼用・併用住宅含む)		4,500円	/	34,000円
共同 住宅	2戸～ 5戸	9,000円		80,000円
	6戸～ 10戸	16,000円		130,000円
	11戸～ 30戸	23,000円		255,000円
	31戸～ 50戸	43,500円		455,000円
	51戸～ 100戸	75,000円		800,000円
	101戸～ 200戸	125,000円		1,450,000円
	201戸～ 300戸	150,000円		2,050,000円
	301戸～	160,000円		2,500,000円

※共同住宅の認定は住戸単位となるため、1申請当たりの認定申請手数料は、棟単位の手数料を、同時に申請する戸数で除した金額(100円未満は切り捨て)を算定し、その金額に同時に申請する戸数を乗じた金額となります。

### 5 譲受人を決定した場合における変更認定申請

変更認定申請手数料	2,100円
-----------	--------

※1件あたりの手数料となります。共同住宅は認定住戸ごとに申請が必要となります。

### 6 地位の承継の承認申請

承認申請手数料	1,700円
---------	--------

## 7 認定通知書等の再交付申請

再交付手数料	300 円
--------	-------

### 【備考】

- 建築基準関係規定への適合審査を併せて申請する場合は、認定手数料に確認申請等の手数料が加算されます。詳細は下記の連絡先までお問い合わせください。

☆ 長期優良住宅の認定制度に関するお問い合わせ先 ☆  
横浜市 建築局 建築企画課 TEL 045 (671) 4526  
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階